令和５年５月　　日

保　護　者　様

富士市保育幼稚園課長

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の対応について（依頼）

日頃より、本市の感染症対策に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴い、学校保健安全法第19条の新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準についても変更となりました。新型コロナウイルス感染症と診断された場合や検査キットで新型コロナウイルス感染症と判定された場合は、保護者の方が「新型コロナウイルス感染症経過報告書」と、その下段の体温記録表により、出席停止と再登園の判断をしていただくことになりました。

医療機関によっては、新型コロナウイルス感染症の検査を行わず、臨床診断にて判断される場合があります。園では、下記のとおり対応いたしますので、御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」

2　医療機関から検査の実施に関わらず新型コロナウイルス感染症と診断された場合や検査キットで新型コロナウイルス感染症と判定された場合は、その旨を園に伝え、「新型コロナウイルス感染症経過報告書」を保護者の方が記入し、登園可能日まで体温記録表に記録をし、登園の際に園に提出をお願いします。

3　「新型コロナウイルス感染症経過報告書」は、園より受け取る、または富士市のウェブサイトよりダウンロードできます。医療機関にはありませんのでご注意ください。

＊熱が下がらない、咳が出るなど気になる症状等がある場合や、登園が可能か判断に迷う場合は、かかりつけ医にご相談ください。

4　その他の流行性耳下腺炎、麻疹、水痘、風疹などの出席停止に関しては、これまでと同様に、登園の際には、「意見書」を医療機関に記入していただき、園に提出いただきますようお願いいたします。

5　別紙の「新型コロナウイルス感染症の発症から再登園までの流れ」をご確認ください。

富士市保育幼稚園課
電話　55-2762